

伊 勢 市 公 報

第 334 号
令和元年 10 月 7 日
月 曜 日

目 次

	頁
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令	2
告 示	
○ 地籍調査の実施について	4
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	5
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	6
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	9
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	11
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	13

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年 9 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行
に関する規程の一部を改正する訓令

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢訓令第 3 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 2 の 6 (7) の表10の項中「施設型給付費等の支給認定及び支給」
を「子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付」
に改め、同表11の項中「特定地域型保育事業者」の次に「並びに特定子
ども・子育て支援施設等」を加える。

(伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成 17
年伊勢市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表教育委員会の補助職員及び教育委員会の管理に属す
る機関の職員の項中「支給認定（市立幼稚園を利用する場合に限る。）」
を「教育・保育給付認定（市立幼稚園を利用する場合に限る。）及び施
設等利用給付認定（市立幼稚園及び私立幼稚園（同法第 27 条第 1 項に
規定する特定教育・保育施設を除く。）を利用する場合に限る。）」に改
める。

附 則

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第51号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

令和元年9月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

令和元年8月22日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

村松4（村松町）

二見町1（二見町荘及び二見町西）

4 調査期間

令和元年9月26日から令和2年3月31日

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和元年 9 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和元年 9 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和元年 10 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
田尻町、竹ヶ鼻町、黒瀬町、通町、神久 6 丁目及び小俣町宮前の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 31 号

伊勢市を美しくする条例を改正したいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市を美しくする条例の改正について（骨子）（案）を公表します。

なお、伊勢市を美しくする条例の改正について（骨子）（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和元年 9 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する案件

伊勢市を美しくする条例の改正について（骨子）（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 環境生活部清掃課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

3 縦覧期間

自 令和元年 9 月 17 日（火）

至 令和元年 10 月 16 日（水）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案
に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市を美しくする条例の改正
について（骨子）（案）」に対する意見として、伊勢市環境生活部清掃

課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部清掃課

郵送 〒515-0505

伊勢市西豊浜町 654 番地 伊勢市役所 清掃課

ファクシミリ 0596-37-0189

電子メール seisou@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和元年 10 月 16 日 (水) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部清掃課 電話 0596-37-1443

伊勢市公告第 32 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 9 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

神田町内会

(2) 区域

伊勢市神久 4 丁目 5 番 28 号から 37 号まで、7 番 26 号から 39 号まで、8 番 11 号から 22 号まで、9 番 2 号から 14 号まで、10 番 3 号から 61 号まで及び 11 番 13 号から 27 号まで並びに神田久志本町 803 番地から 963 番地 9 までの区域

(3) 主たる事務所

伊勢市神久 4 丁目 7 番 26 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	376.85 ㎡	伊勢市神久 4 丁目 606 番

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
大西 齋吉	伊勢市神田久志本町 590 番地	12 分の 1
川岸 光男	伊勢市神田久志本町 398 番地	12 分の 1
牛場 長太郎	伊勢市神田久志本町 119 番地	12 分の 1
奥埜 清治	伊勢市神田久志本町 178 番地	12 分の 1
家田 義造	伊勢市神田久志本町 202 番地	12 分の 1
種田 榮	伊勢市神田久志本町 1 番地	12 分の 1
牛場 伊太郎	伊勢市神田久志本町 678 番地	12 分の 1
酒徳 彦四郎	伊勢市神田久志本町 858 番地	12 分の 1
西野 三藏	伊勢市神田久志本町 515 番地	12 分の 1
奥野 竹三郎	伊勢市神田久志本町 1119 番地 3	12 分の 1
岩本 信男	伊勢市神田久志本町 1232 番地 1	12 分の 1
前橋 竹藏	伊勢市神田久志本町 37 番地	12 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和元年 9 月 18 日から令和元年 12 月 18 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563

伊勢市公告第 33 号

伊勢市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対し意見があるときは、令和元年 10 月 28 日までに市に意見書を提出することができます。当該農業振興地域整備計画を変更したときは、提出された意見書の要旨及び処理の結果を併せて公告します。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、令和元年 10 月 28 日の翌日から起算して 15 日以内に市にこれを申し出ることができます。

令和元年 9 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 令和元年 9 月 27 日

至 令和元年 10 月 28 日

2 伊勢市農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所、意見書の提出先及び異議の申出先

伊勢市産業観光部 農林水産課

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

4 異議の申出方法、申出に当たっての留意事項

申出書は、住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、上記申出先に直接持参するか、郵送により提出してください。

伊勢市消防本部公告第2号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和元年9月19日

伊勢市消防長 中 芝 育 史

1 指定催しの会場

県道鳥羽松阪線（曾祢交差点周辺）～伊勢市駅周辺

2 指定催しの名称

伊勢まつり

3 主催者

伊勢まつり実行委員会 会長 東 友章

三重県商業協同組合 武田 馨